

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内容	回答	修正項目
			章	節	項			
1	原水水質	1				11行目に記載されている文章で、現状のみならず将来も予想される原水水質の悪化とは、どんな水質悪化を予想されているのでしょうか。	水質項目では、鉄、マンガン、2-MIB・ジェオスミン、有機物等、pH値、色度、濁度、臭気強度、アンモニア性窒素が要注意項目であり、これらの項目については現状のみならず将来ともに水道法上の浄水水質の基準値を上回る恐れがあります。	
2	導水施設	3	1	2	4	・大野浄水場での取り合い点、導水ルート、導水管本数など指定条件がありますか。また大野浄水場からの引渡し箇所(責任分界点)を御教示下さい。 ・閲覧資料で菰田系は大野浄水場内でポンプアップして着水井まで送水していますが、取り合い点を着水井でなく配管途中とすることは可能ですか。 ・取り合い点は事業場所の範囲内となりますか。	導水の取合点、導水ルート、導水管本数は、基本的に事業者の提案事項とします。ただし、本市が指定する範囲を、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書において提示しますので、これに基づき提案して下さい。	○
3	導水施設	3	1	2	4	大野浄水場～山の田浄水場へのルートについて、既設埋設管(ガス、水道、下水道等)の縦断面図、断面図を御教示下さい。	埋設物調査は、事業者の対象業務に含まれます。	
4	導水施設、送水施設	3	1	2	4	導水・送水ルートは事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
5	原水調整池	3	1	2	4	「新設対象施設」の「原水調整池」の容量等についてお考えがありましたらご提示をお願いします。	No.6の回答をご参照下さい。	
6	原水調整池	3	1	2	4	原水調整池の設計貯留時間は1～2時間程度と考えてよいですか。	計画浄水量50,600m <sup>3</sup> /日の約2時間分を考えています。詳細は、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
7	原水調整池	3	1	2	4	大野浄水場水系、山の田浄水場水系を混合することについて、混合しない場合が水質の安定化が図れると判断した場合、混合せずそれぞれ別系統にて浄水処理を行っても宜しいでしょうか。	混合しない方が水質の安定化が図れることの根拠を明確に提示していただければ、別系統にて浄水処理を行っていただいて結構です。	
8	膜ろ過施設	3	1	2	4	膜ろ過施設:加圧型無機膜ろ過方式に限る、となっております。この方式については詳細の仕様は示されていませんが、同時に公表されている佐世保市北部浄水場統合事業検討委員会提言概要には、前処理方式について述べられています。このことについて、ご教示の程お願いいたします。 ① 提言概要に示された前処理方式に限られるのでしょうか。 ② この前処理方式を採用した場合、特許抵触等の問題が生じるのでしょうか。 ③ 特許抵触等がない場合、実験における詳細データの開示はしていただけるのでしょうか。 ④ 前処理方式が限定されず、処理能力に差が認められない場合、提言に述べられている前処理方式と他の前処理方式による方式の違いのみによる評価の差はあるのでしょうか。 ⑤ 上記に関連して、特許に抵触する場合、詳細データの開示がなされない場合、前処理方式による評価に差が設定されている場合において、競争入札の公平性を保つための対策は何かお考えでしょうか。	実施方針を変更し、膜ろ過方式は限定しないこととしました。①:提言概要に示された前処理方式には限りません。②:関連する特許としては、例えば粉末活性炭の注入に関して、特開2007-260522及び特開平10-309567があります。これら以外の特許の存在とこれら2つの特許を含めた抵触の可能性については、提案内容に合わせて事業者側で確認・検討をお願いします。③:実験の詳細データの著作権は実験を実施した業者が保有しているため、開示はできません。④:方式の違いのみによる評価の差は一切ありませんが、処理能力を客観的に裏付ける資料(類似事例での運転実績など)を提出して下さい。⑤:上記の回答のとおり、前処理方式は提言概要のものに限定せず、また方式の違いのみによる評価の差はありませんので、公平性は保てると考えております。	○
9	送水施設	3	1	2	4	大野浄水場へ送る送水量をご教示ください。(尚、本件は事業者の検討の上で基礎条件となりますので、正確な数値が決定していない場合でも、現時点で想定されている概略水量をお示し頂きたいお願い致します。)	Q=32,800m <sup>3</sup> /日(過去5ヶ年の最大値)です。	
10	送水施設	3	1	2	4	送水管について、道路埋設を基本と考えてよろしいでしょうか。また山の田浄水場から大野浄水場の道路は2本ありますが、事業者の提案により設定してよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。後段については、事業者の提案に委ねます。	
11	返送ポンプ室	3	1	2	4	「新設対象施設」の「返送ポンプ室」の容量決定の条件となります選奨土木遺産として保存する緩速ろ過池の維持用水量のご提示をお願いします。	返送ポンプの整備は、本事業の対象外とします。詳細は、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
12	返送ポンプ室	3	1	2	4	返送ポンプは既設緩速ろ過の処理水を原水調整池に返送するとありますが、既設緩速ろ過の原水は山の田貯水池と伺いましたがよろしいでしょうか。その水量はどれ程でしょうか。またその返送水の水質はどのような水質でしょうか。原水調整池以外の原水混和槽への返送は可能でしょうか。	No.11の回答をご参照下さい。	
13	返送ポンプ室	3	1	2	4	返送ポンプ設置の意図をご教示ください。	No.11の回答をご参照下さい。	
14	返送ポンプ室	3	1	2	4	「返送ポンプ室」とありますが、建家形式とすべきですか。その場合、水理上、土木遺産となる緩速ろ過に隣接して設置することになると思いますが、事業用地外ではありませんか。また、配管敷設条件についてもご教示願います。	No.11の回答をご参照下さい。	
15	返送ポンプ室	3	1	2	4	緩速ろ過から返送する処理水は、処理水槽が存在するのでしょうか。その場合は、処理水槽に水中ポンプ室にしてもよいですか。	処理水槽は現状で存在しません。	
16	返送ポンプ室	3	1	2	4	表1-1の新設対象施設、返送ポンプ室について「選奨土木遺産として保存する緩速ろ過池の処理水を原水調整池に返送する施設。」となっておりますが、この施設の維持管理リスクは市の負担で良いですか。	No.11の回答をご参照下さい。	
17	排水処理施設	3	1	2	4	「新設対象施設」の「排水処理施設」で濃縮槽と機械脱水の組合せを標準とするとされていますが、この組合せ以外の方式の採用も可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
18	排水処理施設	3	1	2	4	「機械脱水を標準」とありますが、機械脱水以外の技術、例えば天日乾燥などを提案する場合に必要な条件があれば教えてください。	既存施設の運用に支障がなければ、特に必要な条件はありません。なお、設置する脱水施設又は乾燥施設の処理能力によっては、廃棄物法第15条に基づく産業廃棄物処理施設に該当する可能性があります。	
19	電気計装設備	3	1	2	4	自家用電気工作物の事業区域を既設とは独立して設けると解釈してよいですか。	お見込みのとおりです。ただし、既設を含めて場内で必要な電力は全て確保して下さい。	

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内容	回答	修正項目
			章	節	項			
20	場内配管	3	1	2	4	場内配管の「緩速ろ過からの配管更新分」とありますが、返送ポンプで緩速ろ過の処理水を返送する配管のことでしょうか。	緩速ろ過池を通過する原水を返送ポンプ室まで送る配管のことでありますが、返送ポンプ回りの整備は、本事業の対象外とします。	
21	管理棟	3	1	2	4	管理棟は事業者側の管理棟のことでしょうか。	本市の職員の事務所スペースを合わせて確保して下さい。詳細は、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
22	管理棟	3	1	2	4	膜ろ過棟と合築とするとありますが、膜ろ過棟と管理棟は1棟とすると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
23	環境対策施設	3	1	2	4	「新設対象施設」の「環境対策施設」の施設設置の目的及び期待する機能等についてご教授願います。	未利用エネルギーの利用、リサイクルの促進及び温室効果ガス排出抑制を目的とし、例えば水位の落差を活用した小水力発電、汚泥の資源利用施設等が考えられます。	
24	付帯施設	3	1	2	4	場内整備等とありますが、場内整備以外の対象施設を御教示下さい。	見学者等対応設備として、管理・膜ろ過棟内に研修室、見学者等説明システム等を設置して下さい。また、水神碑の移設が必要となる場合の移設整備も対象となります。	
25	付帯施設	3	1	2	4	既存樹木の保存・移設保存は想定されていますか。	事業場内内の桜の木は、移植保存して下さい。また、第2砂倉庫の南東側にある楠の木の巨木については、原則保存とし、やむを得ない場合は移植保存して下さい。	
26	付帯施設	3	1	2	4	山の田浄水場の雨水計画図、汚水計画図を御教示下さい。雨水、汚水は近接の下水道へ接続しても宜しいでしょうか。	汚水については下水道管への接続が可能ですが、雨水については道路側溝を通じて公共用水域に排水することとなります。	
27	撤去対象施設	3	1	2	4	撤去対象施設のうち、新設対象施設の建設に支障とならない部分で、かつ、地中に埋もれる部分は撤去せずに残置することは可能でしょうか。	お見込みのとおりですが、不要管は全て撤去をお願いします。	
28	撤去対象施設	3	1	2	4	撤去対象施設の図面をご提示願います。	入札公告後の閲覧資料として提示します。	
29	撤去対象施設	3	1	2	4	事業者の提案事業スペース次第で、撤去する必要の無い施設については撤去を行う必要がないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、緩速ろ過池については、砂倉庫、滅菌室、調整弁室等の付帯施設を含めて大正期(6号池～10号池)と昭和期(11号池～13号池)の系列を単位とし、各系列のスペースを活用する場合には当該系列の既存施設を撤去して下さい。	
30	緩速ろ過施設	3	1	2	4	1.緩速ろ過施設:1号～3号ろ過池は現状の場所で保存となるのでしょうか、また、4号、5号ろ過池は現状の場所で使用することとなるのでしょうか。 3.滅菌室:6号～10号ろ過池用滅菌室、11号～13号ろ過池用滅菌室、1号～5号ろ過池用滅菌室の位置を明示いただけないでしょうか。また、1号～5号ろ過池用滅菌室(設備)は既存設備を使用することとなるのでしょうか。 4.施設の概要について、新設施設、既設流用施設(更新)、撤去施設及び仮設施設も含めた詳細な施工方針を示していただけないでしょうか。	1.については緩速ろ過池は1～5号池ともに現状の場所で保存し、有効活用する予定です。3.については閲覧資料として提示します。4.については、建設時においても要求水質を満足した処理水量を確保でき、かつ既存施設に支障のない範囲で、事業者からの提案をお願いします。	○
31	緩速ろ過施設	3	1	2	4	1から3号池は選奨土木遺産として水張り状態で保存する意向のようですが、水を抜いた状態で保存することも可能と思います。他都市でも同様の保存を行っているところが多くありますがいかがでしょうか。これにより、返送ポンプ等の付属施設もなくなり省エネルギー化や維持管理の簡素化が可能となると思います。	No.11の質問回答をご参照下さい。	
32	支障物	3	1	2	4	事業範囲内には支障物(移設、撤去不可)はないと考えていますがよろしいでしょうか。	基本的に移設・撤去ができない支障物はありませんが、現在使用中の埋設管については切り回しに十分配慮して下さい。	
33	移設対象施設	3	1	2	4	「本事業には含まれない可能性があり、入札公告時に明らかにする」とのご説明を頂戴しておりますが、本事業に含まれた場合を想定します。移転に際し、やむを得なく施設が損傷する可能性があります。細心の注意をはらって作業するのが前提ですが、何分古い施設のため、その可能性は残ります。したがって移転条件をご検討頂くと共に、施設損傷リスクは市にてご負担いただきたくなどのご考慮をお願いします。	調整弁室の移設は本事業の対象外とします。なお、事業者の提案により大正期系列のスペースを活用する場合には、調整弁室の撤去をお願いします。	
34	移設対象施設	3	1	2	4	第1回説明会時に、移設対象については事業の範囲内外を再度検討し、入札公告時に公表とありましたが山の田浄水場内11号ろ過池右手の水神様については事業用地として使用する場合は移設してよいと伺いましたが、よろしいですか。	お見込みのとおりです。なお、水神碑の移設場所は本市で指定します。	
35	移設対象施設	3	1	2	4	表1-1の移設対象施設、調整弁室の「6～10号池(大正期築造)に現存するものの一部を、選奨土木遺産として1～3号池に移設保存する。」とありますが、移設作業が水道事業の対象ではないように思われますので、本事業とは別で発注いただけませんか。	No.33の回答をご参照下さい。	
36	移設対象施設	3	1	2	4	調整弁室の一部を移設することとありますが、「一部」とはどの部分を指すのでしょうか。また、事業者の提案事業スペース次第で、移設する必要の無い施設については移設を行う必要がないと考えてよいでしょうか。	No.33の回答をご参照下さい。	
37	移設対象施設	4	1	2	5	表1-2で「移設対象施設の移設」とありますが、移設保存される調整弁室は調整弁機能を保持する必要があるのでしょうか。	No.33の回答をご参照下さい。	
38	既存施設の維持管理	4	1	2	5	選奨土木遺産の維持管理に関しまして、既設である緩速ろ過池は市の業務範囲であり、新設施設である返送ポンプ施設の維持管理は事業者の範囲との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、返送ポンプ施設の設置は、本事業の対象外とします。	
39	既存施設の維持管理	4	1	2	5	既存施設については、設計期間、工事期間、維持管理期間に亘り本市が行うこととなっていますが、送水量(配水量)の指示は市の指示でしょうか。また、緩速ろ過池の運転管理は市側との理解でよろしいでしょうか。	前段については、取水・導水及び送水・配水の各計画は市が行い、この計画に基づく制御は事業者が行って下さい。また、後段についてはお見込みのとおりです。	
40	既存施設の維持管理	4	1	2	5	維持管理期間開始後の維持管理において、市にて使用を継続する既存施設をご教示ください。(例:受変電設備、監視設備など)また上記に関連して、新設対象電気計装設備とのやりとりの内容をご教示ください。	入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内容	回答	修正項目
			章	節	項			
41	既存施設の維持管理	5	1	2	5	添付図1に示された事業場所であっても、事業者が新設対象施設の建設に利用しない場所については、維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。例：大野浄水場を利用しない場合、大野浄水場は、事業者による維持管理対象外との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
42	仮設施設の設置	4	1	2	5	事業者が設置する仮設施設については事業者が行うとありますが、仮設施設の設置は事業用地外でも可能でしょうか。	仮設施設の設置は、事業場内として下さい。詳細は、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
43	仮設施設の設置	4	1	2	5	仮設施設については建設工事に伴い停止するろ過池分の水量でよいですか。また、各ろ過池の水量配分をご教示ください。	前段についてはお見込みのとおりです。後段については、入札公告後の閲覧資料として提示します。	
44	仮設施設の維持管理	4	1	2	5	「設計期間及び工事期間における維持管理は、既存施設について本市が行い、事業者が設置する仮設施設については事業者が行う。」とありますが、建設工事請負契約に維持管理業務を含むことについて建設業法上抵触しないものと考えてよいでしょうか。	水道事業者としての責任を全うするため、仮設を設置する場合の維持管理に対しては、本市は何らかの形で関与する予定です。詳細については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
45	仮設施設の維持管理	4	1	2	5	対象業務範囲の3行目から「設計期間及び工事期間における維持管理は、既存施設については本市が行い、事業者が設置する仮設施設については事業者が行う」となっていますが、水質保証を考えると水道法上、お客様にて運転管理することが望ましいため、仮設期間中の運転管理は含まないとの解釈でよいでしょうか。この場合、施設はお客様に貸与することになります。	No.44の回答をご参照下さい。	
46	仮設施設の維持管理	4	1	2	5	「設計期間及び工事期間における維持管理は、事業者が設置する仮設設備については事業者が行う」とのことですが、この維持管理を事業者にて行う場合は、運転業務のみの範囲となり、必要なユーティリティ(電力、薬品等)や点検・補修については市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.44の回答をご参照下さい。	
47	仮設施設の維持管理	4	1	2	5	「設計期間及び工事期間における維持管理は、事業者が設置する仮設設備については事業者が行う」とのことですが、仮設設備の浄水水質は現行水質基準値内という理解でよろしいでしょうか。また、仮設設備出口における水質保証という理解でよろしいでしょうか。	No.44の回答をご参照下さい。	
48	仮設施設の維持管理	4	1	2	5	工事期間中、仮設施設から発生する汚泥は、既存排水処理施設へ投入しても宜しいでしょうか。また、投入可能量をご教示ください。	既存施設は使用不可とお考え下さい。	
49	設計	4	1	2	5	建築士法上の重要事項説明は不要と考えてよろしいでしょうか。	建築士法に基づく重要事項説明は、本市を対象に実施して下さい。	
50	設計	4	1	2	5	「市にて実施される用地測量並びに地質調査については、入札公告後の第2回資料閲覧に供する」とありますが、事業者による検討を行う上で非常に重要な基礎資料になりますので、入札公告と同時期に公表していただけますか。	用地測量並びに地質調査の資料は、閲覧資料として提示します。	○
51	設計	4	1	2	5	大野浄水場を含め用地測量、地質調査は今回事業対象用地全てを対象に実施されているとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
52	設計	4	1	2	5	「基本設計」に関する用地測量結果は電子データでご提供頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
53	設計に伴う各種申請等の補助	4	1	2	5	各種申請等における補助とは、既往図面の提供程度との理解で宜しいでしょうか。	申請自体は本市が行うという意味で「補助」としています。申請のための事前協議、申請書の作成、審査後の訂正対応等は基本的にすべて事業者が行って下さい。	
54	設計に伴う各種申請等の補助	4	1	2	5	設計に伴う各種申請等とありますが、具体的にどのような申請を想定されていますか。	例えば、建築基準法に基づく建築確認申請、道路法に基づく道路占用許可申請等を想定しています。	
55	設計に伴う各種申請等の補助	5	1	2	6	「設計に伴う各種申請等」がありますが、排水処理施設に機械脱水設備を設置した場合の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の設置許可申請は、設備の所有者となる市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	No.53の回答をご参照下さい。	
56	設計に伴う各種申請等の補助	5	1	2	6	設計に伴う各種申請等における申請手数料は市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。	
57	国庫補助申請補助	4	1	2	5	「国庫補助申請業務」には事前評価書の作成等の作業は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。No.58の回答もご参照下さい。	
58	国庫補助申請補助	4	1	2	5	国庫補助申請補助とは具体的にどのような作業でしょうか。	国(厚生労働省及び防衛省)に提出する国庫補助金申請書に添付する工事設計書及び図面の作成作業です。	
59	建設に伴う各種許可等の申請	4	1	2	5	表1-2で「建設に伴う各種許可の申請」とありますが、市街化調整区域における地形の変更を伴う造成工事等は開発行為になりますが、開発許可の申請は必要ですか。	都市計画法第29条第1項第3号及び同法施行令第21条第15号により、本事業に係る造成工事は開発行為の対象外となりますので、開発行為の申請は不要です。	
60	建設に伴う各種許可等の申請	4	1	2	5	本事業において、事業用地の開発行為に該当しますか。また開発行為に該当する場合、その許可取得業務は事業者の業務範囲に含まれますか。	No.59の回答をご参照下さい。	
61	建設に伴う各種許可等の申請	4	1	2	5	排水処理施設に機械脱水設備を設置した場合、事業者が浄水した後、発生した汚泥を自ら処理することとなるため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の業の許可は必要なのと理解でよろしいでしょうか。	発生した汚泥の運搬業務は、市から事業者へ委託する形になります。このため、廃棄物法第14条に基づく業の許可が必要となります。	
62	周辺環境調査、電波障害等対策	4	1	2	5	表1-2の業務欄に記載の「周辺環境調査、電波障害等対策」とありますが、必須となる調査項目は要求水準書で明記されますでしょうか。	この記載は、工事が周辺環境に及ぼす影響について事前に調査を行うことを求める趣旨ですので、調査項目は事業者の提案によります。	

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内 容	回 答	修正項目
			章	節	項			
63	周辺環境調査、電波障害等対策業務	4	1	2	5	周辺環境調査、電波障害等対策業務を実施する企業については、応募者グループ内での調整により決定してよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
64	周辺環境調査、電波障害等対策	4	1	2	5	「撤去対象施設の撤去」で電波障害が挙げられていますが、撤去に関して本調査が必要でしょうか。	No.62の回答の趣旨をご理解いただいた上で、不要と判断される場合は省略可能とお考え下さい。	
65	周辺環境調査、電波障害等対策業務	4	1	2	5	周辺環境調査、電波障害等対策業務において、記載の騒音、振動、臭気、地盤沈下以外に想定されている業務はありますか。	No.62の回答をご参照下さい。	
66	周辺環境調査、電波障害等対策業務	4	1	2	5	新設対象施設の建設、撤去対象施設の撤去、移設対象施設の移設の各々の区分において、周辺環境調査、電波障害等対策業務の記載がありますが、各業務を兼ねることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。	
67	運転管理監視	4	1	2	5	送水制御(運転管理)は新設浄水池までが事業者側の範囲との理解で宜しいでしょうか。	配水池の水位に応じた補水制御を行って下さい。	
68	修繕	5	1	2	5	大規模な修繕とありますが、大規模の定義を御教示下さい。	いわゆる改築(施設や設備を単位とした取り替え)を指すものですが、法定耐用年数を超過したものの取り替えについては本市と事業者で費用負担を協議できる扱いとします。詳細は、入札公告と同時に公表する契約書(案)で提示します。	○
69	光熱水調達管理	4	1	2	5	「新設施設の維持管理」の「光熱水調達管理」で水道水が挙げられていますが、維持管理に使用する水は市の水道水を有料で確保するとの理解で宜しいでしょうか。それとも、新浄水場で浄水した水は維持管理に使用するものに限っては無料で使用可能でしょうか。	維持管理に使用する水は、市の水道水を有料で確保して下さい。	
70	汚泥運搬及び汚泥有効利用	4	1	2	5	「新設施設の維持管理」の「汚泥運搬又は汚泥有効利用」は事業者の提案によるとされていますが、これは、有効利用でなくとも良いとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、積算額が異なってきますが、予定価格の積算はどちらで行われているのでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。また後段について、調達コストの目安の積算は汚泥運搬で行っています。	○
71	汚泥運搬及び汚泥有効利用	4	1	2	5	表1-2の新設対象施設の維持管理の汚泥運搬又は汚泥有効利用とは、有価利用かどうかは問わず、事業者提案によるものと考えてよいですか。	お見込みのとおりです。	
72	見学対応	4	1	2	5	表1-2の新設対象施設の維持管理の見学者対応は市が実施し、その補助を事業者が行うものと考えてよいですか。	見学者のうち、行政関係者への対応は本市が行います。事業者は、一般見学者(主に小学生)への対応を主体的に実施して下さい。	
73	見学対応	4	1	2	5	見学者の来場頻度と、一回あたりの見学者数はどの程度と考えればよいかご教示ください。また、見学対応は新設対象施設の範囲のみとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。後段についてはNo.72の回答をご参照下さい。	○
74	見学対応	4	1	2	5	見学対応の一次対応(連絡受、日程調整等)は市側にて対応して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
75	見学対応	4	1	2	5	見学対応の予定について、見学者の立場(小学生、他自治体等)についてご教示ください。	No.72の回答をご参照下さい。	
76	清掃及び植栽管理	4	1	2	5	表1-2の清掃及び植栽管理の範囲は事業者提案により建設用地として使用する範囲と考えてよいでしょうか。	清掃については、既存事務所を除く場内の全てを、また植栽管理については場内の全ての外構施設を対象とします。詳細については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
77	警備	4	1	2	5	現状の貴浄水場で行っている警備業務内容をご教示下さい。また、事業者側の警備業務は具体的にどのような業務を考えられているかご教示下さい。	前段については、浄水場の維持管理業務の一環として行う敷地内の巡回、異常時の通報、門扉の施錠等が主な該業務となります。後段については、門扉や出入口の施錠、入出場者管理、監視設備による24時間監視が主な業務です。	
78	警備	4	1	2	5	警備とは、警備業法に基づく業務ではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
79	災害、事故及び緊急時対応	4	1	2	5	表1-2の業務で「災害、事故及び緊急時対応」とありますが、具体的にはどのような対応をお考えですか。	災害、事故及び緊急時としては、例えば、膜ろ過施設の機能停止、濁水時、原水水質の悪化時等が考えられます。	
80	事業終了時の引継ぎ	4	1	2	5	平成42年3月時点で当該施設を市に移管する際の条件についてどのようにお考えでしょうか。	入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
81	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	5	1	2	5	「近隣住民対応については、本市が行うべきものに限る」とありますが、行うべきとは別紙1に記載されているもの以外は市範囲と考えてよいですか。	お見込みのとおりです。	
82	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	5	1	2	5	「設計」及び「維持管理(共通)」の近隣住民対応で「本市が行うべきものに限る」とされていますが、具体的な事項があればご教授願います。	No.81の回答をご参照下さい。	

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内容	回答	修正項目
			章	節	項			
83	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	5	1	2	5	表1-3で「近隣住民の同意の取得、近隣住民対応」について、「本市が行うべきものに限る」とありますが、事業者が行うべきものと考えられるものをご教示下さい。	No.81の回答をご参照下さい。	
84	工事監理	5	1	2	6	工事監理は市の業務範囲となっておりますが、事業者側については含まないと考えてよろしいでしょうか。	本市は、施工監理として施工計画と施工状況等の確認や設計図書と工事内容の照査等の監督業務を行います。事業者側では、工事の現場管理と工事内容の本市への報告からなる工事現場管理を行って下さい。	
85	事業スケジュール	6	1	2	9	設計期間と工事期間が一部重複するとの理解で宜しいでしょうか。	設計期間と工事期間を重複させても差し支えありませんが、着工前には当該着工箇所の設計図書について本市の承諾を得て下さい。	
86	事業スケジュール	6	1	2	9	工事期間は約4年間とありますが、工期を短縮する計画を提案した場合は評価の対象となりますでしょうか。	国庫補助金を交付する所管官庁の予算の関係上、工事期間は平成22～26年度までの5ヶ年度とする必要があります。	
87	遵守すべき関係法令等	6	1	2	10	土壌汚染対策法の記載がありますが、土壌汚染汚染調査結果および対策履歴等(汚染があった場合)があればご提示下さい。	調査結果及び対策履歴はありません。	
88	遵守すべき関係法令等	7	1	2	10	長崎県及び佐世保市の関連条例の具体的な内容についてご教示下さい。	例えば、長崎県福祉のまちづくり条例(見学者通路のバリアフリー化)、佐世保市下水道条例(下水道への排水基準)、佐世保市環境保全条例(公害防止に係る規制基準)があります。	
89	技術対話	7	2	1	1	本市のニーズに合った提案を受けるため技術対話を行うとされていますが、これは一次審査(入札書類の提出の可否を判断)を目的として行われるのでしょうか。	第一次技術提案書は評価の対象としますが、技術対話で合否の判断は行いません。あくまでも、技術対話は本市の要求水準を確実に理解していただいているかを確認するために行うものです。技術対話ののち、最終提案における改善の要不要については事業者の判断に委ねますが、改善によってよりよい提案となったことが確認できれば、それも評価の対象になります。	
90	技術対話	7	2	11		技術対話とはどのようなものでしょうか。	No.89の回答をご参照下さい。	
91	技術対話	7	2	1	1	技術対話を踏まえた技術提案書の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	No.89の回答をご参照下さい。	
92	予定価格	7	2	1	1	入札公告時において、予定価格は公表されますか。	調達コストの目安として公表します。	○
93	予定価格	7	2	1	1	落札者決定の公表の後に、本事業のPSCの金額は公表になりますか。	調達コストの目安のみを公表し、その内訳については公表しません。	○
94	事業者の募集及び選定	7	2	1	1	落札者の決定にあたっては、議会承認が必要となるのでしょうか。	落札者の決定に市議会の承認は不要です。	
95	入札参加者の構成等	8	2	2	1	「⑤代表企業、設計企業、工事企業のうち膜ろ過装置の設置工事を行う企業及び維持管理企業のうち膜ろ過装置の運転管理監視を実施する企業は、すべてSPC出資会社となる必要がある」となっております。これは、膜ろ過装置の納入のみを行う企業は、SPC出資会社とならずに協力会社になれることを意味しているのでしょうか。ご教示をお願いいたします。	お見込みのとおりです。	
96	入札参加者の構成等	8	2	2	1	「⑧ただし、協力会社は、他のグループの協力会社となる場合に限り、他のグループの構成員となることができる」となっております。これは、複数のグループから入札参加が可能となりますので、1グループにて参加する企業構成員と2以上のグループから参加する構成員とは、受注の可能性(または確率)が異なってしまうと見えます。また、仮に悪意を持って2以上のグループに参加する構成員があった場合、特定のグループに有利となるような情報操作や情報漏洩も起こりえます。以上のことから、入札における公平性、平等性を欠く要件であると考えられます。よって、この要件に関し、公平性、平等性が保てる根拠をお示し願います。	この規定の趣旨は、特定の設備の供給が特定のメーカーに限定される場合を想定したものです。ご指摘の想定については、コンソーシアム内で秘密保持協定を締結するなど、事業者側での対応をお願いします。	
97	入札参加者の構成等	8	2	2	1	SPC出資会社及び協力会社が維持管理業務の一部をSPCから受託することはできますか。また、設計企業を工事企業の建設JVの構成員とすることはできますか。また、維持管理企業が複数の場合には、維持管理企業による2社連名又は共同企業体を構成してもよいですか。	前段・後段については、維持管理運営業務委託契約は市とSPCの間で締結しますので可能です。中段についても可能です。	
98	SPCの設立	8	2	2	1	維持管理業務委託契約の締結までにSPCを設立するとありますが、具体的な期日は入札説明書に提示されるのでしょうか。	SPCは、維持管理・運営委託契約の締結(平成27年3月を予定)に先立つ平成26年9月末までに設立していただく予定です。その具体的な期日は、落札者決定後の基本協定の締結時に、事業者の提案に基づき本市と事業者が協議して決定します。詳細は、入札公告と同時に公表する基本協定書(案)で提示します。	○
99	SPCの設立	8	2	2	1	SPCの所在地を浄水場内にする事は可能でしょうか。	本市とSPCの間で賃貸借契約の締結は予定していませんので、SPCの登記上の所在地を浄水場内とする事はできません。	
100	SPCの設立	8	2	2	1	SPCの出資金に関する条件はありますか。	条件は設けませんが、SPCの財務の健全性と安定性を確保するため、EIRRや必要な運転資金の確保の観点から適切な水準として下さい。	

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内容	回答	修正項目
			章	節	項			
101	入札参加資格要件	9	2	2	2	維持管理に関する資格要件の中の一つに、平成21年度佐世保市建設工事入札参加資格名簿に登録されていることとなっております。維持管理業務では、建設工事ではなく、物品製造等(役務含む)・業務委託の入札参加資格が要件として必要ではないかと考えます。当社は、施設の維持管理業務を主業とする企業であり市には物品製造等(役務含む)で提出しております。今回の入札参加資格要件に於きましても、維持管理に関する要件は建設工事ではなく、物品製造等(役務含む)・業務委託の佐世保市参加資格名簿登録として頂けないでしょうか。広く事業参加者を募る観点からも、何卒ご検討よろしくお願い致します。	ご質問の内容を含め、資格要件の一部について見直しを行います。詳細は、入札公告と同時に公表する入札説明書で提示します。	
102	入札参加資格要件	9	2	2	2	「10,000m3/日以上(公称能力)の処理能力を有する浄水場(上水道に限る。)の建設実績を有すること。…」とありますが、当該規模の浄水場一式工事ではなく一部工事の実績でも認めていただけるのでしょうか。(当該規模以上の浄水場工事の発注において、今まで一式工事での例は少なく、施設ごと、あるいは工区ごとの発注がほとんどであったため)	実施方針を変更し、1,000m3/日以上のもろ過浄水場の建設実績としました。ただし、この条件は、膜ろ過装置本体の設置工事を行う業者(いわゆるプラント機械メーカー)が本実績を有していることとします。詳細は、入札公告と同時に公表する入札説明書で提示します。	○
103	入札参加資格要件	9	2	2	2	維持管理実績とありますが、維持管理とは単なる点検、修繕業務のみの業務ではないと理解してよろしいでしょうか。	少なくとも、運転管理、保守点検、水質管理を含む業務を維持管理の実績とします。詳細は、入札公告と同時に公表する入札説明書で提示します。	
104	入札参加資格要件	9	2	2	2	複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を兼ねることができるとありますが、①設計に関する要件と②建設、撤去及び移設に関する要件を1の企業で満たすことができれば、設計企業と工事企業は同じ企業でも構わないでしょうか。	お見込みのとおりです。	
105	入札参加資格要件	9	2	2	2	入札参加資格要件中の、建設実績や維持管理実績とは、それぞれ元請における実績という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
106	事業者選定の日程等	10	2	3		第一次技術提案書とは、入札価格を含まない対話・確認用に作成した技術提案書、入札書類とは入札価格を含め技術対話での確認内容を加味して修正した最終提案書と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
107	受託水道技術管理者	10	2	2	2	「また、同法第24条3に定める受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、本施設に常勤すること」とありますが、受託水道業務技術管理者はSPCに所属している必要があるのでしょうか。また、いつから常勤することになるのでしょうか。SPC設立時期との関連とあわせてご提示ください。	受託水道業務技術管理者は、SPCに所属している必要があります。また、常勤の時期は、維持管理運営期間の開始と同時で結構です。	
108	受託水道技術管理者	10	2	2	2	受託水道技術管理者としてSPCに在籍する者は出資会社からSPCへの出向者でも良いと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
109	受託水道技術管理者	10	2	2	2	受託水道業務技術管理者がSPCに在籍する期間は、維持管理期間開始後という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
110	契約締結	11	2	3	1	表2-1で契約締結は平成22年5月下旬とありますが、契約の内容は設計及び建設工事請負契約で、維持管理委託契約は後日SPCと契約締結と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
111	事業契約を締結しない場合	12	3	1		「なお、・・・本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある」とされていますが、事業契約を締結しない場合の想定される事態としてどのようなものをお考えになられているのかご教授願います。	「入札参加資格を欠くに至った場合」として、例えば、2.2.2(1)に示す共通の入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合が考えられます。	
112	設計業務委託契約	12	3	1		工事企業と設計企業との間で締結する設計業務委託契約において、設計業務の役割分担については事業者グループ内に決定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
113	施設能力	13	4	2		公称施設能力は送水能力との理解で宜しいでしょうか。	公称施設能力＝計画浄水量です。	
114	施設能力	13	4	2		「予備能力も含めて55,300m3/日まで対応できること」とありますが、既設撤去により不足する施設は、施工中は仮設施設を設置して対応することとなるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	
115	施設能力	13	4	2		表4-2で施設能力50,600m3/日(公称能力)、予備力を含めて55,300m3/日と記載されています。平成20年12月佐世保市新浄水場建設に伴う民間活用導入可能性調査でのアンケート資料の「水源系統図(北部系統)」に記載されたそれぞれの取水能力との整合性をお教えください。	アンケート調査時点より考え方等の変更はありません。	
116	施設能力	13	4	2		表4-2に「工事期間中は撤去対象施設の有する浄水能力を確保すること」と記述されていますが、添付図1の事業場所に明示されている施設が全て撤去された状態で、事業者は予備能力を含め55,300m3/日の浄水能力は確保しなければならないのでしょうか。また、この場合の55,300m3/日の浄水能力とは、山の田浄水場の1～5号緩速ろ過池及び既存施設を撤去するまでの大野浄水場の浄水能力を含めた能力と考えてよろしいでしょうか。	前段については、工事期間中に既存施設を撤去した場合、その撤去した分の施設能力を補完して下さいという趣旨です。また後段については、予備力を含めた55,300m3/日の能力とは最大浄水能力が55,300m3/日ということです。	
117	施設能力	13	4	2		公称50,600m3/日、最大55,300m3/日の内訳として、4系統の原水供給量の範囲(平均、最大、最小)を教えてください。系統別に供給停止することもあるのでしょうか。その場合は、ほかの系統でその分を補う(水量アップ)するのでしょうか。	閲覧資料において、運用実績等を含めて提示します。	○
118	施設能力	13	4	2		表4-2にある施設能力の内、「予備力を含めて55,300m3/日」とありますが、55,300m3/日を処理できる施設を想定する必要がありますがどの程度の期間を想定すればよろしいでしょうか。	過去10年間(平成11～20年度)の最大で、50,600m3/日以上が年94日、うち55,300m3/日超は年1日となっています。これと同等と考えて下さい。	
119	水源系統	13	4	2		水源系統毎の水量(計画最大、平均、最小)、原水水質の条件の詳細については入札公告で提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
120	水源系統	13	4	2		施設見学会で、昭和54年山の田貯水池でカビ臭が発生したため取水停止したことがあると伺いました。ほかの貯水池でも同様の事例が心配され、また水不足による渇水も心配されます。その場合、代替水源への切り替えなどにより対応されると思いますが、具体的に切り替えの考え方を教えてください。	山の田、大野浄水場の取水方針としては、通常期(渇水期以外)は、ダムが満水している場合以外は水質の良好な水源から優先して取水します。渇水期には、できるだけダム温存、河川優先の方針で、水源に余裕のある水源から優先して取水します。	
121	水源系統	13	4	2		大野浄水場に導水している3系統の原水と、山の田浄水場に導水している原水それぞれの水量調整が遠隔で操作可能かご教示下さい。	ダム水源の内、川谷ダム及び菰田ダムについては、遠隔操作により取水操作が可能です。河川水としては、四条橋、相浦取水場が可能です。	

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所		内容	回答	修正項目	
			章	節 項				
122	事業者の収入	13	3	4	「本市は、事業契約に従いこれらの対価を支払う」とありますが具体的な支払いスケジュールは入札説明書に記載されるのでしょうか。	入札公告と同時に公表する契約書(案)で提示します。	○	
123	事業者の収入	13	3	4	設計・建設・撤去及び移設業務に関して、施設の完成引渡しの一括払いとなると事業者が多額の立替負担となるため、前払金方式を取り入れて頂きたい。	前払金方式を取り入れる予定です。入札公告と同時に公表する契約書(案)で提示します。		
124	対象施設の立地条件	13	4	1	建築構造物、土木構造物について、高さに関する制約はございますか。	特段の制約等はありませんが、周辺環境との調和を考慮した設計とするようご留意下さい。		
125	原水水質	13	4	2	大野浄水場に導水している3系統の原水と、山の田浄水場に導水している原水それぞれで、自動水質測定されている項目をご教示下さい。	閲覧資料として提示します。	○	
126	原水水質	13	4	2	表4-2にある原水水質の引渡条件を教示ください。また、仮設設備の原水水質条件をご教示ください。	入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○	
127	浄水水質	14	4	2	表4-3に浄水水質として、水質基準項目について最大が「要求水準」と理解してよろしいでしょうか。また、浄水池出口の値との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記載したとおりです。要求水準書に示す頻度で水質計測した結果の最大値と年間の平均値が実施方針の表4-3の値を満足するという趣旨です。		
128	浄水水質	14	4	2	配水池以降の残塩消費分の後塩素注入費用については市負担という考え方でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。		
129	施設の配置	13	4	2	新設施設の配置は「山の田浄水場内を基本とする」とありますが、新設対象施設の中で、具体的に山の田浄水場内に配置しないと問題のある施設はございますか。	特にありません。		
130	耐震性能	13	4	2	耐震性能の項目において、土木構造物についての記載はありますが、建築構造物についての耐震性能の基準をご教示下さい。	「官公庁施設の総合耐震計画基準」の耐震安全性Ⅱ類以上を確保してください。		
131	既存設備等の使用	14	4	3	維持管理期間開始前において、山の田浄水場の排水沈殿池と天日乾燥床を使用したいと考えますが、それぞれの受入可能量をご教示ください。	No.48の回答をご参照下さい。		
132	募集の中止等	14	5	2	「競争を確保し得ないと認められる場合」とは具体的にどのような状況を想定されているのでしょうか。	競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等があった場合を想定しています。	○	
133	落札者を決定しない場合	14	5	3	入札参加者が1グループの場合に入札は成立するのでしょうか。また、「いずれの入札参加者の提案によっても本事業をDBOで実施することが適当でないと判断された場合」と記載されていますが、その判断基準はご提示頂けますでしょうか。	前段については、入札参加者が1グループの場合、入札を中止します。後段については、入札書類の審査に際して、いずれの提案によっても本市の要求水準が満たされないことが明らかになった場合等が考えられます。詳細は、入札公告と同時に公表する落札者決定基準で提示します。	○	
134	落札者を決定しない場合	14	5	3	「本事業をDBOで実施することが適当でないと判断された場合」とは具体的にどのような場合にそのような判断をされるのでしょうか。	No.133後段の回答をご参照下さい。		
135	提出書類の取扱い	15	5	5	2	落札者以外の提案書は市の責任で破棄頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
136	提出書類の取扱い	15	5	5	2	「入札参加者から提出された書類は返却しない」とありますが、提案書については企業ノウハウの情報漏洩予防の観点から返却お願いできませんか。	落札者の提案書については、本事業の実施条件を定める書類の一つとなりますので返却はできません。落札者以外の提案書については、No.135の回答をご参照下さい。	
137	提出書類の取扱い	15	5	5		「必要な範囲で提案書の一部を公表する。技術商業上のノウハウは公表しない」とありますが、公表する場合に事前に内容の通知をいただき、内容について協議させていただきますが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。	
138	許認可等の取得に関する事項	15	5	7	「本事業に関する水道法に基づく事業認可変更の届出は、本市が実施する。届出の時期は、落札者の決定後、可及的速やかに行う予定であるが、落札者は、届出に必要な図面の作成等について本市に協力すること」とありますが、ページ4 1.2.5 対象業務範囲には、事業認可変更設計業務は含まれていないものと考えますが、事業認可変更設計を行う時期と方法、及び認可取得予定等どのようにお考えなのでしょうか。設計期間への影響も懸念されますが、お考えをお示しください。	落札者決定後2ヶ月程度で予定しています。また、提案いただいた内容に基づく図面作成等が主要な支援内容となります。		
139	住民対応に関するリスク分担	16			共通・社会・住民対応で、「調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、排斥、要望等に関するもの」は民間事業者負担とありますが、浄水場外の公道での作業となる大野浄水場と山の田浄水場とを結ぶ導水管新設工事において住民反対運動等が発生した場合についても民間事業者のみがリスク負担を負わなければならないのでしょうか。	当該工事に対する住民対応は、基本的に事業者としますが、本市は解決に向け協力するものとなります。よって、事業者を主負担、本市を従負担と訂正します。		
140	税制度に関するリスク分担	16			建設段階の物価変動は、民間事業者のリスクとなっております。しかし、建設及び設計期間が5年間という長期にわたっており、民間事業者において全てのリスクをとることは困難と考えます。維持管理段階の物価変動と同様に一定のリスクを定め、市と民間事業者双方でリスク負担することはできないのでしょうか。ご教示をお願いいたします。	物価の変動に基づく請負代金額の変更は、一定の条件下で甲乙の協議事項とします。よって、事業者を主負担、本市を従負担と訂正します。詳細は、入札公告と同時に公表する契約書(案)で提示します。		
141	建設期間中の物価変動リスク	16			建設期間中の物価変動リスクの負担者は民間事業者と記載されていますが、5年度に及ぶ長期の設計建設期間中での建設期間中の物価変動リスクは民間企業ではとれないため、変更規定を設けていただきたい。	No.140の回答をご参照下さい。		
142	法制度及び税制度の新設・変更に係るリスク分担	16			共通・制度関連(法制度、税制度)について民間事業者の負担となっている項目について、15年間という長期に渡る維持管理期間の中で制度変更になる可能性は否定できず、事業者にとって過大な負荷となりうるものについては柔軟な対処をお願いしたい。	法制度や税制度の変更のうち、対象者が広く一般的で、影響が社会の広範に及ぶものについては、民間事業者に増加費用を負担していただくことを原則と考えています。なお、甲乙協議の余地は残します。詳細は、入札公告と同時に公表する契約書(案)で提示します。No.143、No.145の回答もご参照下さい。		

実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内 容	回 答	修正項目
			章	節	項			
143	税制度の新設・変更に係るリスク分担	16				消費税の変更に関わるものは市のリスクとなっていますが、法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更は、民間事業者のリスクとなっております。税制は、民間事業者の裁量範囲外でありますので、法人事業税、法人住民税に関しましても市のリスクとすることはできないのでしょうか。ご教示をお願いいたします。	税制度の変更のうち、支払対価の外税となる消費税の変更に係る増加費用は本市が負担しますが、対象者が広く一般的で、影響が社会の広範に及ぶ法人事業税や法人住民税については、民間事業者に増加費用を負担していただきます。なお、甲乙協議の余地は残します。詳細は、入札公告と同時に公表する契約書(案)で提示します。	
144	法制度の新設・変更等に係るリスク分担	16				法制度の新設・変更等のリスクは全て市負担と思います。また、税制も同様と考えますが、よろしいでしょうか。	No.142及びNo.143の回答をご参照下さい。	
145	法制度の新設・変更等に係るリスク分担	16				民間事業者が負担者となるべき法制度とは、どのような法を想定されておりますでしょうか。	例えば、労働基準法、計量法、消防法といった、対象者が広く一般的で、影響が社会の広範囲に及ぶものを想定しています。基本的な考え方はNo.142の回答をご参照下さい。	
146	住民対応に関するリスク分担	16				振動、騒音、日照、臭気など、近隣住民に対し、特に注意する事項や既に存在する近隣住民との協定はございますか。	特段の協定等はありません。ただし、環境調査等の結果を住民に説明する必要はあると考えています。	
147	計画・設計に係るリスク分担	16				市からご提示いただく入札説明書等の記載不備によって既設配管等が存在した場合は、施工変更にもなう費用負担やそれによる配管損傷リスクは市の負担と考えてよいですか。	入札説明書等の記載内容の誤りによる場合は本市の負担としますが、それ以外の場合は事業者が行う事前調査の範疇となりますので事業者の負担とします。	
148	維持管理段階のリスク分担	17				維持管理段階全体について、市と民間事業者との責任分界点は、業務要求水準を超えた場合は、市負担とし、それまでは事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。詳細は、入札公告時に公表する要求水準書及び契約書(案)をご確認下さい。	
149	原水の水量・水質の変動に係るリスク分担	17				過去の実績から合理的に予測できるとありますが、合理的の判断基準、範囲を御教示下さい。	原水の水質については、入札公告時に公表する要求水準書に準じて下さい。	
150	添付図1(事業場所)					山の田浄水場内の貯水池側の事業場所境界線が分かりにくかったので、基本的に図面を正として考えますが、よろしいですか。	詳細の図面は、入札公告後の資料閲覧にて測量図を提供します。	
151	添付図1(事業場所)					事業場所は永久構造物が設置できる範囲と理解してよろしいでしょうか。言い換えれば、仮設構造物や切土範囲が事業場所外となってもよろしいですか。	永久構造物だけでなく、仮設構造物や切土範囲についても事業場所内として下さい。詳細については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書で提示します。	○
152	添付図1(事業場所)					公表されている資料では事業境界が判断しづらいことから、詳細な境界に関する資料をご教示頂けませんでしょうか。	No.150の回答をご参照下さい。	
153	添付図1(事業場所)					事業範囲の境界線を明確に把握したい為、本図面のCADデータを拝借したいと考えますのでご検討をお願いします。	No.150の回答をご参照下さい。	
154	添付図1(事業場所)					山の田浄水場及び大野浄水場内のCADデータをご提示願います。	閲覧資料として提示します。	○
155	添付図1(事業場所)					大野浄水場から山の田浄水場への導水管及び山の田浄水場から大野浄水場への送水管の配管ルートはどのようにお考えですか。	閲覧資料を踏まえていただいた上で、事業者の提案事項とします。	○
156	添付図1(事業場所)					第1回現地見学会の際に、大野浄水場 配水池(No.3)南側のスペース(青塗無し)について事業場所として使用可と伺いました。使用可否如何によっては実施方針資料変更に当たるため早い回答をお願いします。	実施方針を変更しました。事業場所として使用可能です。	○
157	添付図1(事業場所)					事業場所としての着色がない範囲について、既設の運用に支障をきたさない範囲で事業場所として良いエリアはございますか。	No.151の回答をご参照下さい。	
158	添付図1(事業場所)					大野浄水場の配水池(No.3)の南側用地を事業場所として使用することは可能でしょうか。可能な場合、事業エリアを図示いただきたく宜しくお願いいたします。	No.151の回答をご参照下さい。	
159	添付図1(事業場所)					事業場所について大野浄水場南東の事業用地は現在、くず鉄の廃棄物保管場所となっておりますが、ここを使用する場合には、市にて土壌汚染調査等必要な調査を実施するとともに、廃棄物等を処分した後の状態で事業者側に提供されるものと考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	
160	添付図1(事業場所)					説明会では、明治期築造施設である緩速ろ過施設の1号から5号池は選奨土木遺産として保存されることとあり、新施設稼働後も常時原水を流入させその処理水を新設の原水調整池へ返送されることでしたが、表1-1では1~3号池は保存すると記載されておりますが、4・5号池の記載がありません。この分の原水は返送する必要がないと考えてよろしいのでしょうか。	前段について、緩速ろ過池の1~5号池はいずれも保存し、有効活用します。また後段については、返送ポンプの設置を本事業の対象外とします。	
161	閲覧資料(場内配管)					今回提示頂いた閲覧資料における場内配管図等に記載されていない配管、建造物及び誤記等により発生したリスクは市負担と考えますがいかがでしょうか。	No.147の回答をご参照下さい。	
162	閲覧資料(場内配管)					場内の導水管について、水源系を明示願います。	入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書又は閲覧資料として提示します。	○
163	閲覧資料(場内配管)					配管に記載されている(---)の記号について、おそらく配管口径表示だと認識しています。凡例をご教示ください。	・はφ75、-はφ100、--はφ150、---はφ200、(・)はφ250、(-)はφ300、(---)はφ350、(----)はφ400、(-----)はφ450、(-----)はφ500、(-----)はφ600、(-----)はφ700を表現しています。	
164	閲覧資料(場内配管)					大野浄水場の四条橋系導水管が図上で確認出来ませんでした。申し訳ありませんがご教示ください。	φ300の2条管で加圧導水されています。詳細は閲覧資料として提示します。	○



実施方針に関する質問回答書(修正版)

No.	タイトル	頁	該当箇所			内 容	回 答	修正項目
			章	節	項			
165	閲覧資料(場内配管)					大野浄水場について、凡例に不使用管がありませんが、場内に不使用管は無いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
166	閲覧資料(場内配管)					場内配管図に記載されている「不使用管」の利用について、工事期間または事業期間において利用させて頂くことは可能でしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。	
167	閲覧資料(場内配管)					場内配管図の輻輳部分(大野浄水場北西端部)について、ご提供頂き、また、閲覧資料では明確に確認することが出来ませんでした。ご教示願います。	閲覧資料として提示します。	○
168	閲覧資料(水位関係図)					川谷貯水池から柚木浄水場へも導水しているようですが、記載の13300m3は通水開始時期に北部浄水場の原水として利用できるかと考えてよろしいでしょうか。	基本的には、川谷ダムから取水した原水は、柚木浄水場で処理します。川谷ダムの取水量に余裕があり、他の水源との調整が必要な場合は、大野浄水場でも処理しています。北部浄水場の供用開始時についても、同様な取り扱いになる予定です。	
169	閲覧資料(水位関係図)					山の田貯水池のLWLが+88.52とありますが、現況の第1着水井と第2着水井はそれ以下の水位と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
170	閲覧資料(水位関係図)					配管口径および延長が未記載の部分についてご教示ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・転石と三本木の合流部～大野着水井間</li> <li>・     "                    ～山の田第3着水井間</li> <li>・菰田増圧ポンプ分岐部～山の田第2着水井間</li> <li>・     "                    ～山の田第3着水井間</li> </ul>	閲覧資料として提示します。	○
171	閲覧資料(水位関係図)					三本木量水井の水位をご教示ください。	閲覧資料として提示します。	○
172	閲覧資料(水位関係図)					大野浄水場および山の田浄水場の各施設水位は、後日提供される調査資料に記載があると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。	
173	閲覧資料(取水配水実績表)					平均浄水量が減少傾向にあります。ご教示ください。	明確な原因は不明ですが、平成17年、平成19年の濁水による市民の節水意識の向上による影響や世界的な経済状況の悪化も要因のひとつとして考えられます。	
174	閲覧資料(取水配水実績表)					山の田第二の取水量および配水量について、6～10号(大正)分と11～13号(昭和)分の内訳をご教示ください。	閲覧資料として提示します。	○
175	その他					両浄水場内の標高端点が記載されている図面を提供願えませんでしょうか。	閲覧資料として提示します。	○
176	その他					新設配管の接続部分となる可能性がある下記施設について、構造図、配筋図、詳細配管図の提供と同時に取合い箇所をご教示下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・山の田 第1配水池(旧)</li> <li>・     "     第1配水池(新)</li> <li>・     "     第2配水池</li> <li>・     "     第3配水池</li> <li>・     "     第1、2(菰田、山の田)、3、4着水井</li> <li>・大野 配水池No.1～No.3</li> <li>・大野 柚木系、菰田系着水井</li> <li>・大野 菰田増圧ポンプ施設</li> </ul>	閲覧資料として提示します。	○
177	その他					北部浄水場稼働開始後の、既存施設の運用計画をご教示ください。(施設配置、完成時の管理動線、見学者動線などの計画に加味します)	大野浄水場は廃止しますが、山の田浄水場については、添付図に着色した以外の部分にある施設を本市が従来どおり管理します。	○
178	その他					配水管について、市独自の指針、基準がありますか。その他(構造物、弁室など)についても同様に指針、基準があればご教示ください。	配水管については、市独自の指針、基準はありません。また、その他(構造物、弁室など)についても独自の指針、基準はありません。	